

## ローカルルール（花屋敷ゴルフ倶楽部 ひろのコース・よかわコース共通）

- ① アウトオブバウンズは白杭または白線のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。線と杭が併用されている場合は線がその縁を定める。
- ② 修理地は青杭を立て、白線によってその縁を定める。
- ③ レッドペナルティーエリアは赤杭または赤線によってその縁を定める。線と杭が併用されている場合は線がその縁を定める。
- ④ ジェネラルエリアにある排水溝はジェネラルエリアにある動かさない障害物とする。
- ⑤ 電磁誘導カート用の2本レールは、その2本レールの全幅をもって1つのカート道路とみなす。
- ⑥ 球がフェアウェイ（ファーストカット、グリーンカラー含む）にくい込んだ場合のみ、罰なしの救済を受ける事が出来る。但し、バンカーの壁やへりの積み芝の面は救済を受ける事が出来ない。
- ⑦ 樹木に密着させてある巻物等は不可分なものとする。
- ⑧ 防球ネットからの救済を受ける場合は、その障害物の上を越えたり、中や下を通すことなく、完全な救済のニアレストポイントを決定しなければならない。このローカルルールに違反して誤所から球をプレーしたことに対する罰：規則 14.7a に基づく一般の罰。
- ⑨ 規則 5.5b は次のように修正される：2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。
  - ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。または、終了したばかりのパッティンググリーンの表面をこすったり、球を転がすことによってパッティンググリーン面をテストする。
- ⑩ 修理地の白線で囲まれた区域とその区域につながられた「人工の表面を持つ道路や通路、あるいは他の特定された障害物」は、規則 16-1 に基づいて救済を受ける場合、それらはひとつの異常なコース状態として扱われる。
- ⑪ グリーンに近接する動かさない障害物は規則 16.1 に基づいて救済を受けることができる。但し、動かさない障害物がプレーの線上にあり、そのパッティンググリーンから2クラブレンジ以内にある。そして、球からも2クラブレンジ以内にあること。
- ⑫ プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイング区域の障害となっている場合、
  - (a) ジェネラルエリアの球、そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。
  - (b) パッティンググリーンの球、そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。
- ⑬ プレーヤーの球がジェネラルエリアのフェアウェイ内（ファーストカット含む）で、フェアウェイ部分（ファーストカット含む）にある露出した木の根による障害が生じる場合、その木の根は修理地として扱われる。そのプレーヤーは規則 16.1b に基づいて罰なしの救済を受けることができる。しかし、その木の根がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。
- ⑭ バンカー内で水が流れたことによって砂が取り除かれ、砂が通り抜ける深い流水跡となった区域は修理地とする。
- ⑮ プレーヤーの球がペナルティーエリアの中にあるかどうか分からない場合、そのプレーヤーは次のように修正される規則 18.3 に基づいて暫定球をプレーすることができる。

暫定球をプレーするとき、プレーヤーはストロークと距離の救済の選択肢（規則 17.1d(1)参照）、後方線上の救済の選択肢（規則 17.1d(2)参照）、あるいはレッドペナルティーエリアの場合、ラテラル救済の選択肢（規則 17.1d(3)参照）を使うことができる。

プレーヤーがこの規則に基づいて暫定球をプレーしたならば、そのプレーヤーは元の球について規則 17.1 に基づくさらなる選択肢を使うことはできない。

但し、3分以内にそのペナルティーエリアで球が見つかった場合、その球をあるがままにプレーするか、暫定球でのプレーを続ける。この場合、元の球をプレーしてはならない。

元の球が3分の搜索時間内にペナルティーエリアの中で見つからない、あるいはペナルティーエリアの中にあることが分かっている、または事実上確実な場合。その暫定球がプレーヤーのインプレーの球となる。

## ひろのコース

- No.4.5.6.7.11.14.18番ホールで第1打がアウトオブバウンズ、もしくは紛失球の場合は、前方特設ティから第4打でプレーしなければならない。その際はティアップすることができる。  
尚、No.4.7番ホールにて第2打目以降が対岸セーフゾーンに達しない場合は、前方特設ティから2打付加してプレーしなければならない。  
No.16番ホールのレッドペナルティーエリアからの救済を受ける場合は、1打付加し特設ティよりプレーしなければならない。  
※但し、理事長杯・キャプテン杯・各チャンピオン・スクラッチ競技・フラワーズカップは除く。

## よかわコース

- No.1.2.3.4.5.6.9.10.11.12.13.14.18番ホール（No.1・18番、No.6・13番、No.9・10番、15番ホールでは、現にプレーするホールの白杭を結ぶ線を越えて他のコース上の区域に止まった球はアウトオブバウンズとみなす。）で第1打がアウトオブバウンズ、もしくは紛失球の場合は、前方特設ティから2打付加してプレーしなければならない。その際はティアップすることができる。  
No.18番ホールで第2打目以降レッドペナルティーエリアからの救済を受ける場合、前方特設ティより1打付加してプレーしなければならない。（但し第1打でレッドペナルティーエリア内にボールが止まった場合はゼネラルルールに則り救済を受ける事が出来る）
- No.1番ホールで第2打目以降ペナルティーエリアからの救済を受ける場合、前方ドロップエリアより1打付加してプレーしなければならない。  
No.7.8.16.17番ホールでペナルティーエリアからの救済を受ける場合は、1打付加しドロップエリアよりプレーしなければならない。  
9番.11番.12番.15番ホールにて第1打がアウトオブバウンズ、もしくは紛失球の場合は2打付加、ペナルティーエリアの場合は1打付加し、特設ティよりプレーしなければならない。

2024.7現在  
花屋敷ゴルフ倶楽部  
競 技 委 員 会